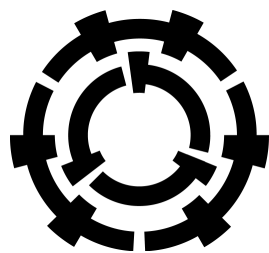


三 郷 市 議 会 議 案



令和 6 年 3 月 三 郷 市 議 会 定 例 会

議案目次

議案第 2 号	三郷市手数料徴収条例の一部を改正する条例	1
議案第 3 号	三郷市犯罪被害者等支援条例	4
議案第 4 号	三郷市運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	7
議案第 5 号	三郷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	8
議案第 6 号	三郷市介護保険条例の一部を改正する条例	10
議案第 7 号	三郷市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	13
議案第 8 号	三郷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	40
議案第 9 号	三郷市こども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例	41
議案第 10 号	三郷市公共下水道事業の設置等に関する条例、三郷市水道事業の設置等に関する条例及び三郷市監査委員条例の一部を改正する条例	42
議案第 11 号	三郷市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例	43
議案第 12 号	三郷市水道事業給水条例の一部を改正する条例	45
議案第 13 号	三郷市児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例	46
議案第 14 号	令和 5 年度三郷市一般会計補正予算（第 7 号）	47
議案第 15 号	令和 5 年度三郷市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	48
議案第 16 号	令和 6 年度三郷市一般会計予算	49
議案第 17 号	令和 6 年度三郷市国民健康保険特別会計予算	50
議案第 18 号	令和 6 年度三郷市介護保険特別会計予算	51
議案第 19 号	令和 6 年度三郷市後期高齢者医療特別会計予算	52
議案第 20 号	令和 6 年度三郷市上水道事業特別会計予算	53
議案第 21 号	令和 6 年度三郷市公共下水道事業特別会計予算	54
議案第 22 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	55
議案第 23 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	56

議案第 2 号

三郷市手数料徴収条例の一部を改正する条例

三郷市手数料徴収条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号から第7号までを次のように改める。

- (1) 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付手数料 1通につき 450円
- (2) 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料 証明事項1件につき 350円
- (3) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この号及び第6号において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）
戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円
- (4) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の

交付手数料 1通につき 750円

(5) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料 証明事項1件につき 450円

(6) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。） 除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円

(7) 戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付手数料 1通につき 350円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1,400円）

第2条第8号中「書類の閲覧手数料 書類1件につき」を「書類又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務手数料 書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき」に改め、同条第67号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同条第73号イ中「第74号ア(イ)、第74号イ(イ)、第76号イ、第77号ア(イ)、第77号イ(イ)、第79号イ、第80号ア(イ)及び第80号イ(イ)」を「次

号ア(イ)、第76号イ及び第77号ア(イ)」に改め、同条第79号イ中「床面積の合計」の次に「(市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。次号ア(イ)及びイ(イ)において同じ。)」を加える。

別表証明書等の名称の欄中「戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。ただし、第2条第67号、第73号イ及び第79号イの改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

令和 6 年 2 月 2 6 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

戸籍法（昭和22年法律第224号）等の改正に伴い、規定の整理を図りたいので、この案を提出するものである。

議案第 3 号

三郷市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定めて市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図り、もって犯罪被害者等が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 市民等 市内に住所を有し、居住し、滞在し、通勤し、通学し、若しくは活動する個人又は団体をいう。
- (4) 事業者 市内において事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、風評、誹謗中傷、報道機関（報道を業として行う個人を含む。）による過度な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、プライバシーの侵害等の被害をいう。
- (6) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- (7) 関係団体等 国、県、警察その他の関係機関、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関するものをいう。

(基本理念)

第3条 すべての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等の支援は、被害の状況及び原因、二次的被害の状況等の犯

罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行わなければならない。

- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、途切れることなく受けることができるように行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係団体等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、前項の施策を円滑に実施することができるよう、関係団体等と相互に連携及び協力を図るものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生ずることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係団体等が行う犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うにあたっては、二次的被害が生ずることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係団体等が行う犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すための必要な各種手続に適切に関与することができるよう、犯罪被害者等の就労及び勤務について十分に配慮するよう努めるものとする。

(相談等に係る体制)

第7条 市は、犯罪被害者等の支援に関する相談に応じるため、体制の整備を行うとともに、必要な情報の提供及び助言を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

- 2 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報

の提供及び助言を行うとともに、関係団体等との連絡及び調整を行うものとする。

(見舞金の支給)

第8条 市は、犯罪行為により死亡した者の遺族又は犯罪行為により傷害を受けた者に対し、規則で定めるところにより、見舞金を支給するものとする。

(市民等及び事業者の理解の増進)

第9条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができ、かつ二次的被害を受けることがないように、犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性について市民等及び事業者の理解を深めるため、情報の提供、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第10条 市は、犯罪被害者等の支援を担う人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体への支援)

第11条 市は、民間支援団体に対し、その活動を支援するため、活動に必要な情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和 6 年 2 月 2 6 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の趣旨にのっとり、基本理念や市、市民等及び事業者の責務等を定めることにより、市の犯罪被害者等支援体制の整備を図るため、この案を提出するものである。

議案第 4 号

三郷市運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三郷市運動公園の設置及び管理に関する条例（昭和44年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表及び別表第1 中長戸呂運動公園の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和 6 年 2 月 2 6 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

長戸呂運動公園を廃止したいので、この案を提出するものである。

議案第 5 号

三郷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三郷市国民健康保険税条例（昭和32年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第3条第1項中「100分の6.9」を「100分の7.0」に改める。

第5条中「28,000円」を「29,000円」に改める。

第5条の3中「100分の1.9」を「100分の2.2」に改める。

第5条の4中「8,000円」を「9,000円」に改める。

第6条中「100分の1.6」を「100分の1.9」に改める。

第7条中「10,000円」を「11,500円」に改める。

第19条第1項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改め、同項第1号ア中「19,600円」を「20,300円」に改め、同号イ中「5,600円」を「6,300円」に改め、同号ウ中「7,000円」を「8,050円」に改め、同項第2号ア中「14,000円」を「14,500円」に改め、同号イ中「4,000円」を「4,500円」に改め、同号ウ中「5,000円」を「5,750円」に改め、同項第3号ア中「5,600円」を「5,800円」に改め、同号イ中「1,600円」を「1,800円」に改め、同号ウ中「2,000円」を「2,300円」に改め、同条第2項第1号ア中「4,200円」を「4,350円」に改め、同号イ中「7,000円」を「7,250円」に改め、同号ウ中「11,200円」を「11,600円」に改め、同号エ中「14,000円」を「14,500円」に改め、同項第2号ア中「1,200円」を「1,350円」に改め、同号イ中「2,000円」を「2,250円」に改め、同号ウ中「3,200円」を「3,600円」に改め、同号エ中「4,000円」を「4,500円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の三郷市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和6年2月26日提出

三郷市長 木津雅晟

提案理由

国民健康保険制度の健全で安定的な財政運営を図るため、国民健康保険税の税率等を改正したいので、この案を提出するものである。

議案第 6 号

三郷市介護保険条例の一部を改正する条例

三郷市介護保険条例（平成12年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「34,600円」を「34,390円」に改め、同項第2号中「48,500円」を「48,000円」に改め、同項第3号中「51,900円」を「52,160円」に改め、同項第4号中「62,300円」を「68,040円」に改め、同項第5号中「69,300円」を「75,600円」に改め、同項第6号中「83,100円」を「90,720円」に改め、同号イ中「又は第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第7号中「90,000円」を「98,280円」に改め、同号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同号イ中「又は第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第8号中「103,900円」を「113,400円」に改め、同号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同号イ中「又は第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第9号中「114,300円」を「128,520円」に改め、同号ア中「400万円」を「420万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第10号中「121,200円」を「143,640円」に改め、同号ア中「600万円」を「520万円」に改め、同号イ中「((1)に係る部分を除く。)」の次に「、次号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」を加え、同項第11号中「前各号のいずれにも該当しない者 131,600円」を「次のいずれかに該当する者 158,760円」に改め、同号に次のように加える。

ア 合計所得金額が620万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区

分を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

第10条第1項に次の4号を加える。

(12) 次のいずれかに該当する者 173,880円

ア 合計所得金額が720万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 181,440円

ア 合計所得金額が820万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 189,000円

ア 合計所得金額が1,000万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(15) 前各号のいずれにも該当しない者 196,560円

第10条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「20,700円」を「21,540円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「31,100円」を「32,880円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「48,500円」を「51,780円」に改める。

第12条第3項中「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ」に、「令第39条第1項第1号から第9号まで」を「令第39条第1項第1号から第13号まで」に改め、同条第4項中「100円」を「10円」に改める。

附則第6条中「(昭和32年法律第26号)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の三郷市介護保険条例の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

令和 6 年 2 月 2 6 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

第9期三郷市介護保険事業計画に基づき、介護保険料の改定を行いたいため、この案を提出するものである。

議案第 7 号

三郷市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準 を定める条例等の一部を改正する条例

(三郷市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 三郷市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（平成30年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「地域包括支援センター」の次に「(以下「地域包括支援センター」という。)」を加える。

第4条第2項中「利用者の数が35」を「利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第15条第26号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第5条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第6条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居

宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条第7項を同条第9項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第8項とし、同項の前に次の1項を加える。

7 第5項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第6条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第6項」を「第8項」に改め、「（指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下この項において「電子情報処理組織」という。）をいう。）」を削り、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第15条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」

という。)を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第15条第13号の2中「主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師」を「主治の医師等又は薬剤師」に改め、同条第14号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第15条第26号中「基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加える。

第24条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第31条第2項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定に

よる」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第15条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(三郷市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 三郷市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「指定居宅サービス等基準に規定する指定訪問介護事業所」を「指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業所」に、「指定居宅サービス等基準に規定する指定訪問看護事業所」を「指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業所」に改め、同条第5項第1号中「基準」の次に「第121条第1項」を加え、同項第2号中「基準」の次に「第142条第1項」を加え、同項第3号中「基準」の次に「第174条第1項」を加え、同項第5号中「第65条」を「第65条第1項」に改め、同項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第6項ただし書中「当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に、「施設」を「敷地」に改め、同条第12項中「指定居宅サービス等基準に規定する指定訪問看護事業者」を「指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者」に、「指定居宅サービス等基準に規定する指定訪問看護」を「指定居宅サービス等基準第59条に規定する指定訪問看護」に、「指定訪問看護ステーション（指定居宅サービス等基準に規定する指定訪問看護ステーションをいう。以下同じ。）の看護職員に係る人員に関する基準を満たすとき（指定訪問看護事業者が指定複合型サービス事業者（第191条第1項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。）の指定を併せ受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定複合型サービス（第190条に規定する複合型サービスをいう。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合に、第191条第4項に規定する人員に関する基準を満たすことにより、指定訪問看護ステーション及び指定訪問看護を担

当する医療機関（指定居宅サービス等基準に規定する指定訪問看護を担当する医療機関をいう。以下同じ。）の看護職員に係る人員に関する基準を満たしている」を「指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第5項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているもの）」に改める。

第7条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第24条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第34条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第42条第2項中「次に掲げる」を「次の各号に掲げる」に改め、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「第26条第11項」を「第26条第10項」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第47条第3項ただし書中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第4項中第11号を削り、

第12号を第11号とし、同条第5項ただし書及び第6項中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改める。

第48条ただし書中「同一敷地内の」を削り、「基準」の次に「第5条第1項」を加える。

第51条第7号を同条第9号とし、同条第6号中「基準」の次に「第60条第1項第1号」を加え、同号を同条第8号とし、同条中第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第58条第2項中「次に掲げる」を「次の各号に掲げる」に改め、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の4ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の9中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の19第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改

め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の20の3中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第59条の24第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の30中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の37第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第62条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第64条第1項中「第71条」を「第70条」に改める。

第65条第2項中「指定介護療養型医療施設」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第66条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第70条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第79条第2項中「次に掲げる」を「次の各号に掲げる」に改め、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第82条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第83条第1項ただし書中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改め、同条第3項中「第112条」の次に「、第192条第3項」を加える。

第92条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条第6号中「身体的拘束等」を「前号の身体的拘束等」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第106条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第107条第2項中「次に掲げる」を「次の各号に掲げる」に改め、同項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第110条第1項中「第71条第1項」を「第70条第1項」に、「第70条」を「第69条」に改め、同条第11項中「第71条第1項から第10項まで」を「第70条第1項から第10項まで」に改める。

第111条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型

居宅介護事業所」を削る。

第113条第7項中「第74条第1項から第6項まで」を「第73条第1項から第6項まで」に改める。

第121条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第125条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能

となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第127条第2項中「次に掲げる」を「次の各号に掲げる」に改め、同項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第128条中「及び第104条」を「、第104条及び第106条の2」に改める。

第130条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第131条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第147条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。
- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第148条第2項中「次に掲げる」を「次の各号に掲げる」に改め、同項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第149条中「及び第99条」を「、第99条及び第106条の2」に改める。

第151条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削り、同条第13項中「指定居宅サービス等基準」の次に「第93条第1項」を加える。

第152条第1項第6号中「医療法」の次に「(昭和23年法律第205号)」を加える。

第165条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第166条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第167条第5号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第172条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるために」、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。)」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

第172条第1項に次の各号を加える。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第172条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関

との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第176条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第177条中「及び第59条の17第1項から第4項まで」を「、第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2」に改める。

第187条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第189条中「第4項まで」の次に「、第106条の2」を加える。

第190条中「施行規則第17条の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護」を「法第8条第23項第1号に規定するもの」に改め、「基準」の次に「第59条」を加える。

第191条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条第14項を次のように改める。

14 指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基

準第60条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第4項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているときとみなされているとき及び第6条第12項の規定により同条第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定複合型サービス事業者は、第4項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第192条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第197条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を妥当」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第201条第2項中「次に掲げる」を「次の各号に掲げる」に改め、同項第3号及び第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第202条中「及び第106条」を「、第106条及び第106条の2」に改める。

（三郷市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 三郷市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成26年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「(以下「指定介護予防支援事業所」という。)」を削り、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第5条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
- (2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第6条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、同条第3項中「担当職員」の次に「(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。)」を加え、同条第4項中「第6項」を「第7項」に改め、「(指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込

者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織(以下この項において「電子情報処理組織」という。)をいう。))」を削り、同項第2号中「磁気ディスク、CD-ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第35条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。))」に改め、同条第7項中「、利用申込者」を「、当該利用申込者」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第12条に次の2項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第13条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第14条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第1号中「(平成11年厚生省令第36号)」を削り、同条第4号中「第3条、この章及び次章」を「第2条、この章及び第4章」に改め、「規定」の次に「(第32条第29号の規定を除く。))」を加える。

第19条第2号中「従業者」を「職員」に改める。

第23条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。))」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要

事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第29条中「指定介護予防支援事業所」を「事業所」に改める。

第30条第2項第2号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第32条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第32条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第32条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第32条第16号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「月」の次に「(イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)」を加え、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用

者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第32条に次の1号を加える。

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第34条中「第12条」を「第12条第1項」に改める。

第35条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

(三郷市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 三郷市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例(平成24年条例第30号)の一部を次のように改正する。

目次中「第65条」を「第64条」に、「第66条—第69条」を「第65条—第68条」に、「第70条」を「第69条」に、「第71条—第73条」を「第70条—第72条」に、「第74条」を「第73条」に、「第75条—第86条」を「第74条—第85条」に、「第87条—第90条」を

「第86条—第89条」に、「第91条」を「第90条」に改める。

第6条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第8条第1項中「第71条」を「第70条」に改める。

第9条第2項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。）を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に、「第71条第9項」を「第70条第9項」に改める。

第10条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第11条第2項第2号中「磁気ディスク、CD—ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第90条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第32条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条第2項中「次に掲げる」を「次の各号に掲げる」に改め、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際

の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第42条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第10号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第44条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削り、同条第12項中「第67条」を「第66条」に改める。

第45条第1項ただし書中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若

しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）を「他の事業所、施設等の職務」に改め、同条第3項中「第72条第3項及び第73条」を「第71条第3項及び第72条」に改める。

第49条中「第67条」を「第66条」に改める。

第53条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第59条を第58条の2とし、第60条から第62条までを1条ずつ繰り上げ、第63条を第62条とし、同条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第62条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第64条第2項中「次に掲げる」を「次の各号に掲げる」に改め、同項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条を第63条とする。

第65条を第64条とする。

第3章第5節中第66条を第65条とする。

第67条第2号中「指定介護予防支援等基準に規定する」を「指定介護予防支援等基準第30条各号に掲げる」に、「指定介護予防支援等基準に定める」を「指定介護予防支援等基準第31条各号に掲げる」に改め、同条を第66条とし、第68条を第67条とし、第69条を第68条とする。

第4章第1節中第70条を第69条とする。

第71条第1項中「第74条」を「第73条」に改め、第4章第2節中同条を第70条とする。

第72条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削り、同条を第71条とし、第73条を第72条とする。

第74条第2項中「第82条」を「第81条」に改め、第4章第3節中同条を第73条とする。

第4章第4節中第75条を第74条とし、第76条から第78条までを1条ずつ繰り上げる。

第79条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削り、同条を第78条とし、第80条を第79条とし、第81条を第80条とし、第82条を第81条とする。

第83条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型

共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。

- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第83条を第82条とし、第84条を第83条とする。

第85条第2項中「次に掲げる」を「次の各号に掲げる」に改め、同項第2号中「第76条第2項に規定する」を「第75条第2項の規定による」に改め、同項第3号中「第78条第2項に規定する」を「第77条第2項の規定による」に改め、同項第4号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条を第84条とする。

第86条中「第59条及び第61条」を「第58条の2、第60条及び第62条の2」に改め、同条後段中「第80条」を「第79条」に、「第59条中」を「第58条の2中」に改め、同条を第85条とする。

第4章第5節中第87条を第86条とする。

第88条中「第70条」を「第69条」に改め、同条を第87条とし、第89条を第88条とし、第90条を第89条とする。

第91条第1項中「第65条及び第86条」を「第64条及び第85条」

に、「第76条第1項」を「第75条第1項」に改め、「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削り、第5章中同条を第90条とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(重要事項の掲示に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の三郷市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例(以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。)第24条第3項(新指定居宅介護支援等基準条例第32条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第2条の規定による改正後の三郷市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(以下「新地域密着型サービス基準条例」という。)第34条第3項(新地域密着型サービス基準条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第3条の規定による改正後の三郷市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例(以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。)第23条第3項(新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第4条の規定による改正後の三郷市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支

援の方法等に関する基準を定める条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第32条第3項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第64条及び第85条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第92条第7号及び第197条第7号並びに新地域密着型介護予防サービス基準条例第53条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

- 4 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第106条の2（新地域密着型サービス基準条例第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）及び新地域密着型介護予防サービス基準条例第62条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第85条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

- 5 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第172条第1項（新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

令和6年2月26日提出

三郷市長 木津雅晟

提案理由

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）等の改正に伴い、条例の整備を図りたいので、この案を提出するものである。

議案第 8 号

三郷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準 に関する条例の一部を改正する条例

三郷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「利用定員」を「利用定員の総数」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 2 月 2 6 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)の改正により、規定の整理を図りたいので、この案を提出するものである。

議案第 9 号

三郷市子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

三郷市子ども医療費支給に関する条例（平成13年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「アからオ」を「アからカ」に改め、同号に次のように加える。

カ 他の地方公共団体において、この条例又はエ若しくはオに規定する条例の規定による医療費等の支給に相当する医療費等の支給を現に受けている者

第2条第4号中「生計維持者であり」の次に「、日本国内に住所を有する者で」を加える。

第5条第2項中「当該医療機関等からの請求」を「規則の定めるところ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 2 月 2 6 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

受給資格者の定義等を明確にするため、この案を提出するものである。

議案第10号

三郷市公共下水道事業の設置等に関する条例、三郷市水道事業の設置等に関する条例及び三郷市監査委員条例の一部を改正する条例

(三郷市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 三郷市公共下水道事業の設置等に関する条例（令和元年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(三郷市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 三郷市水道事業の設置等に関する条例（昭和42年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(三郷市監査委員条例の一部改正)

第3条 三郷市監査委員条例（昭和39年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月26日提出

三郷市長 木津雅晟

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正に伴い、関係条例の規定の整理を図りたいので、この案を提出するものである。

議案第11号

三郷市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例

三郷市空家等の適切な管理に関する条例（平成29年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 空家等 法第2条第1項に規定する空家等であって、市内に所在するものをいう。
- (2) 管理不全空家等 法第13条第1項に規定する管理不全空家等であって、市内に所在するものをいう。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 特定空家等 法第2条第2項に規定する特定空家等であって、市内に所在するものをいう。

第6条第1項を次のように改める。

市長は、空家等の管理が適切に行われていないことに起因して人の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあり、緊急を要すると認めるときは、危害を避けるために必要な最小限度の措置を講ずることができる。

第6条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該空家等の所有者等に対し、その旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等又はその所在が判明しないときは、この限りでない。

第7条の見出し中「特定空家等」を「管理不全空家等又は特定空家等」に改め、同条中「法第14条第2項の勧告」を「法第13条第2項又は法第22条第2項の規定による勧告」に、「特定空家等」を「管理不全空家等又は特定空家等」に改める。

第9条中「法第7条第1項」を「法第8条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和 6 年 2 月 26 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）の改正により、本市の空家等対策の強化を図りたいため、この案を提出するものである。

議案第12号

三郷市水道事業給水条例の一部を改正する条例

三郷市水道事業給水条例（平成9年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第5条中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第20条第1項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) メーターの口径を変更するとき。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月26日提出

三郷市長 木津雅晟

提案理由

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第36号）の施行等に伴い、規定の整理を図りたいので、この案を提出するものである。

議案第13号

三郷市児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例

三郷市児童クラブ設置及び管理条例（平成8年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条の表三郷市立幸房小学校児童クラブの項の次に次のように加える。

三郷市立幸房小学校第2児童クラブ	三郷市中央五丁目15番地19
------------------	----------------

第2条の表三郷市立後谷小学校児童クラブの項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月26日提出

三郷市長 木津雅晟

提案理由

前間小学校と後谷小学校の統合に伴い後谷小学校児童クラブを廃止し、及び幸房小学校の入所児童数増加に伴い新たな児童クラブを設置するため、条例の整備を図りたいので、この案を提出するものである。

議案第14号

令和5年度三郷市一般会計補正予算（第7号）

令和5年度三郷市一般会計補正予算（第7号）を別冊のとおり定めるものとする。

令和6年2月26日提出

三郷市長 木津雅晟

議案第15号

令和5年度三郷市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和5年度三郷市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定めるものとする。

令和6年2月26日提出

三郷市長 木津雅晟

議案第16号

令和6年度三郷市一般会計予算

令和6年度三郷市一般会計予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和6年2月26日提出

三郷市長 木津雅晟

議案第17号

令和6年度三郷市国民健康保険特別会計予算

令和6年度三郷市国民健康保険特別会計予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和6年2月26日提出

三郷市長 木津雅晟

議案第18号

令和6年度三郷市介護保険特別会計予算

令和6年度三郷市介護保険特別会計予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和6年2月26日提出

三郷市長 木津雅晟

議案第19号

令和6年度三郷市後期高齢者医療特別会計予算

令和6年度三郷市後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和6年2月26日提出

三郷市長 木津雅晟

議案第20号

令和6年度三郷市上水道事業特別会計予算

令和6年度三郷市上水道事業特別会計予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和6年2月26日提出

三郷市長 木津雅晟

議案第21号

令和6年度三郷市公共下水道事業特別会計予算

令和6年度三郷市公共下水道事業特別会計予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和6年2月26日提出

三郷市長 木津雅晟

議案第22号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任することについて同意を求め
る。

住 所 *****
氏 名 堀 切 茂 友
生年月日 *****

令和 6 年 2 月 2 6 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

固定資産評価審査委員会委員鈴木昌夫氏の任期は、令和6年3月15日で満了となるため、後任として堀切茂友氏を選任することについて同意を得たいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第23号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任することについて同意を求め
る。

住 所 *****
氏 名 浅 賀 正 行
生年月日 *****

令和 6 年 2 月 2 6 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

固定資産評価審査委員会委員浅賀正行氏の任期は、令和6年3月31日で満了となるため、同人を再任することについて同意を得たいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、この案を提出するものである。

